

◎ 関稅定率法等の一部を改正する法律

(平成二十三年三月三十一日法律第七号)

一、提案理由 (平成二十三年三月三十一日・衆議院財務金融委員会)

○野田國務大臣

……………(略)……………

それでは、ただいま議題となりました関稅定率法等の一部を改正する法律案及び國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、関稅定率法等の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

政府は、最近における内外の經濟情勢等に対応するため、特惠關稅制度、關稅率等について所要の措置を講ずるほか、貿易円滑化のための關稅手續の改善、稅関における水際取り縮まりの充實強化等を図ることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、特惠關稅制度の改正であります。

平成二十三年三月三十一日に適用期限が到来する開發途上國の產品に対する特惠關稅制度について、その適用期限を十年延長するとともに、特定の鉦工業產品等に係る特惠關稅の適用の停止の特例を廃止し、鉦工業產品等の特惠稅率について引き上げを行う等所要の改正を行うこととしております。

第二は、暫定關稅率等の適用期限の延長等であります。

平成二十三年三月三十一日に適用期限が到来する暫定關稅率等について、その適用期限の延長等を行うこととしております。

第三は、貿易円滑化のための稅関手續の改善であります。

輸出申告について、貨物を保稅地域等に入れることなく行うことができることとするほか、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された通關業者及び製造者の関与する輸出申告に対する特例措置の改善等を行うこととしております。

第四は、稅関における水際取り縮まりの充實強化であります。

外國貿易機等の運航者等に対し、その入港の前に、予約者の予約情報等について報告を求められることができることとするほか、アクセスコントロール等回避機器を、輸出してはならない貨物及び輸入してはならない貨物に追加することとしております。

す。

その他、個別品目の関税率の改正、関税率表の品目分類に関する改正、納税環境整備のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

……………(略)……………

以上が、関税率法等の一部を改正する法律案及び国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

二、衆議院財務金融委員長報告(平成二十三年三月二五日)

○石田勝之君 たいま議題となりました各法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、関税率法等の一部を改正する法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、特惠関税制度、関税率等について所要の措置を講ずるほか、貿易円滑化のための税関手続の改善、税関における水際取り締まりの充実強化等を図るものであります。

関税率法等の一部を改正する法律

……………(略)……………

各案は、去る三月十八日当委員会に付託され、二十二日、野田財務大臣、自見国務大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、順次採決いたしましたところ、関税率法等の一部を改正する法律案及び国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案はいずれも賛成多数をもって、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案は全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院財政金融委員長報告(平成二十三年三月三一日)

○藤田幸久君 たいま議題となりました四法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、関税率法等の一部を改正する法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、特惠関税制度及び暫定関税率等の適用期限の延長等を行うとともに、貿易円滑化のための税関手続の改善、税関における水際取締まりの充実強化等のための所要の改正を行うとするものであります。

